

「自由金利型定期貯金規定」 変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>1. (貯金の支払時期) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い (以下、「自動解約扱い」といいます。) もできます。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. (利 息) (1) (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日 <u>(中間利払日が休日の場合は翌営業日)</u> に指定口座に入金します。</p> <p>C (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続) (1) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5) (省 略)</p>	<p>1. (貯金の支払時期) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い (以下、「自動解約扱い」といいます。) もできます。</p> <p>2. (同 左)</p> <p>3. (利 息) (1) (同 左)</p> <p>① (同 左)</p> <p>A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座に入金します。</p> <p>C (同 左)</p> <p>② (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続) (1) (同 左)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5) (同 左)</p>

新	旧
<p>5. 　　(省略)</p> <p>16.</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p>5. 　　(同 左)</p> <p>16.</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和4年4月1日現在)</u></p>